

## 1 | 高校生でも投票に行っているの？



高校生

18歳から投票できるとか、話を聞いたけど。高校生でも選挙に行っているの？

働いてないし、税金も払ってないし、現代社会の時間とか寝てたしね (-.)Zzzzzzzz……。



レクチャー

### 1 | 高校生でもOK

2015年に選挙の基本について定めている公職選挙法が改正され、18歳選挙権が実現しました。つまり高校生でも有権者になるのです。働いているか、税金を払っているかは関係ありません。

選挙権を20歳から18歳に下げるということは、20歳以上の人たちが持っていた選挙権をそのまま18歳以上の人たちが持つということです。

日本における選挙権拡大の歴史については、日本史、現代社会や政治・経済の授業で習っていますので、知っている人も多いでしょう。

日本で衆議院議員選挙が初めて行われたのは、1890年です。当時の有権者は、直接国税15円以上を支払う25歳以上の男子に限られていました。その後、1925年の普通選挙法により25

歳以上の男子となり、女性に選挙権が認められたのは戦後になってからです。18歳選挙権となり、有権者は総人口の83%程度になると言われています。

選挙で投票するのに、学歴や学力も関係ありません。中卒でも、高校を中退していたとしても、18歳以上ならばOKです。

#### ■選挙権の拡大

選挙実施年	年齢・性別	財産	総人口に対する有権者の比率(%)
1890年	25歳以上の男子	直接国税15円以上の納付者	1.13
1902年	同上	直接国税10円以上の納付者	2.18
1920年	同上	直接国税3円以上の納付者	5.5
1928年	同上	制限なし	19.98
1946年	20歳以上の男女	同上	48.65
2016年	18歳以上の男女	同上	83.0?

※直接国税：地租（土地に課す税）と所得税のこと。1890年当時、国税のうち地租の割合は約60%で、所得税は1.7%ほどでした。

## 2 | どんな選挙で投票できるのか

18歳になったら投票できるのは、衆議院・参議院議員選挙、そして住んでいる自治体（都道府県・市町村）の首長や議会議員選挙などです。

そのほかにも、最高裁判所裁判官の国民審査（P.54）でも1票を入れることができます。また地方自治体におけるリコール（P.121）で、住民投票が行われますが、この投票でも投票権を有します。